第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「及び附則第八項第六号」を削り、「及び第十九条の六」を「及び第十九条の六第一項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第十九条の七及び附則第十一項」を「第十九条の七第二項」に改め、同条第四項中「。附則第八項第六号において同じ。」を削る。

第十九条の七第一項中「及び附則第八項第七号」を削り、同条第二項第一号イ中「及び附則第八項第七号」を削り、「、六月に支給する場合には百分の八十五」を「百分の九十」に、「百分の百五」、十二月に支給する場合には百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号イ中「、六月に支給する場合には百分の四十」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十）、十二月に支給する場合には百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合には百分の四十七・五、十二月に支給する場合には百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

附則第八項から第十一項までを削る。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第三条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
1	395,000円
2	455,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
1	329,000円
2	365,000
3	393,000

第六条第三項中「以下」を「次項及び次条において」に、「以下この条」を「同項及び第五項」に改める。

第七条第二項中「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（」の下に「平成九年法律第六十五号。」を加え、「、六月に支給する場合においては」を削り、「、十二月に支給する場合においては」を「」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第十九条の四第二項中「」の下に「、六月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」を「、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第五条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
1	373,000円
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第八条第二項中「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（」の下に「平成十二年法律第百二十五号。」を加え、「、六月に支給する場合においては」を削り、「、十二月に支給する場合においては」を「」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」に、「百分の百六十七・五」に改める。

第九条中「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の下に「（平成十二年法律第百二十五号）」を加える。

第六条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第十九条の四第二項中「」の下に「、六月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」を「、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条及び附則第三条第一項において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条　改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下この条及び次条第一項において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、改正後の任期付研究員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。